

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和5年1月31日

長崎県島原病院
院長 木下 明敏

1 競争入札に付する事項

- （1） 工事番号 4島病工第1号
- （2） 工 事 名 長崎県島原病院臨床検査室系統空調機器設備工事
- （3） 工事場所 島原市下川尻町7895番地
- （4） 工 期 令和5年3月31日限り
- （5） 工事概要 工事種別：増設
長崎県島原病院臨床検査室内の冷房能力が足りず、検査機器や薬品を適切に管理するための室温を保てない状況であるため、空調機を増設し環境整備をするもの。
- （6） 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 無
- （7） この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年6月27日 長崎県告示第780号。以下「実施要綱」という。）第2条第16号に規定する事後審査型入札である。
- （8） 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日 平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、建設工事事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の（1）に定める要件を満たす者で、さらに（1）及び（2）の条件をすべて満たす者であること。

- （1） 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、電気工事業及び管工事業に係る建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	九州管内に営業所を有する者で、長崎県における管工事及び電気工事に係る格付け等級がBランク以上であること。
年間平均完成工事高	電気工事業及び管工事業において1,500万円以上
経営事項審査の審査基準日	令和4年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

（注1）「格付等級」とは、名簿記載の「格付等級」をいう。

- （2） 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

同種工事の施工実績に関する条件	条件なし。
配置技術	以下の条件をすべて満たす主任技術者を配置できること。

者に関する条件	国家資格等	① 法による1級管工事施工管理技士及び電気事業法（昭和35年法律第139号）による第1種電気工事士の資格を有する者
	その他	<p>① 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。特に、法第26条第3項の規定により専任で配置する場合は、事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任とし、他工事の技術者を兼務することは認めない。（「建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて（通知）」（平成28年12月15日 28監第163号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は当工事では適用除外とする。）ただし、特例監理技術者に関する通知の1（1）、（2）の要件を満たす場合に監理技術者を特例監理技術者として配置する期間は、兼務を可とする。</p> <p>③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p> <p>④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。</p>

（注1） 「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注2） 「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

3 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約 工事・技術 担当	提出書類、入札・契約 に関する事項 設計図書の内容等技術 的要素に関する事項	長崎県島原病院財務係	TEL 0957-63-1145 FAX 0957-63-4864	〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895 番地

4 提出書類

（1） 事後審査型一般競争入札参加申込書等として、次の書類を提出すること。

① 共通事項書3の（1）のア

（2） 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

① 共通事項書3の（1）のウ、エ、オ、キ

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書 の交付期間及び方法	【交付期間】 令和5年1月31日(火)から 令和5年2月14日(火)まで	<p>① 書類様式 長崎県病院企業団のホームページ (http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/) 又は 長崎県島原病院のホームページ (http://www.shimabarabyoin.jp/) から入手すること。</p> <p>② 入札説明書 3の入札等担当部局にて交付する</p>
-------------------------------------	--	--

【提出について】 事後審査型一般競争 入札参加申込書等の提出 期間及び場所	【提出期間】 令和5年2月1日(水)から 令和5年2月14日(火)まで	3の入札等担当部局に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による
【質問について】 入札説明書に関する 質問期間及び場所	【質問期間】 令和5年1月31日(火)から 令和5年2月8日(水)まで	3の入札等担当部局
上記回答期限 及び回答方法	令和5年2月10日(金)まで	・個別事項は、当該者にFAXもしくはメールにて回答 ・全参加者に関する事項は、入札説明書の交付を受けた者全員にFAXもしくはメールにて回答
入札日時及び場所	令和5年2月15日(水) 午前10時00分から	長崎県島原病院3階会議室 長崎県島原市下川尻町7895番地 電話 0957-63-1145
事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から 起算して3日以内	3の入札等担当部局への持参による

(注1) 上記の期間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成21年長崎県病院企業団条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

(注2) 入札説明書に関する質問は、書面により郵送で行うこと。（時間的に不可能でやむを得ない場合は電送も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。）この場合において、質問者は郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

6 入札方法

紙入札で行う。

入札回数は、1回とする。なお、入札不調の場合においても随意契約による契約は締結しない。

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額とする。ただし、県財務規則第112条各号に掲げる担保の提供、第113条第1号に規定する履行保証保険証券又は同条第2号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

9 入札の無効

共通事項書14のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

10 落札候補者の決定

開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

なお、最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 落札者の決定及び通知

- (1) 落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。
- (2) 落札候補者が提出期限までに競争参加資格審査申請書等を提出しないとき、又は審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認したときは、その者のした入札を無効とし、その者に通知する。この場合は、落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。この場合においては、(1)の取扱いを準用する。
- (3) 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。

12 最低制限価格

最低制限価格を設ける。

ただし、共通事項書の18の(1)について、会場においての決定は行わない。

なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は失格とし、再度入札に参加できないものとする。

13 その他

- (1) その他入札参加資格、入札・契約に関する事項は共通事項書のとおり。
- (2) 不明な点に関する問い合わせ先
3の入札等担当部局